

【論点1】医療等情報個別法の必要性についてどのように考えるか

【論点2】医療等情報個別法の法的枠組みについてどのように考えるか

医療等サービスを受ける側（患者等）

患者等の権利と責務

（医療等情報を考えるにあたり必要となるものを中心に）

- ・患者等が医療等情報に関して有する権利を考える
- ・患者等が権利を主張する上で負うべき責務を考える

患者等の自己の情報を保護（秘匿）される権利、自己の情報に関して開示・訂正・削除を請求する権利の確保

- ・IT化、ネットワーク化に特有のプライバシー上の問題について考える
- ・番号制度の導入により個人の識別性が極度に高まることについて考える
- ・行政等が個人の情報を一元的に管理出来得るという不信感について考える

医療等のサービス提供側（医療機関等）

医療等サービス提供側の義務

（医療等情報を考えるにあたり必要となるものを中心に）

- ・患者等の権利の確保のためにサービス提供者が果たすべき義務を考える

情報の取得と利活用

- ・公益利用の確保のため、どのような用途を公益と位置づけるか考える
- ・利用目的と取得、活用に関する監査・検証する方策を考える

【論点3】医療等分野における効率的で安全に情報を取得し利活用することを可能にする法的・技術的仕組みはどのようなものか

罰則と医療等サービス提供側が情報の利活用に萎縮しないための仕組み

- ・もともと「医療」という行為に結果責任が問にくい状況について考える
- ・規制の厳格化により情報連携が萎縮しないよう考える
- ・「善きサマリア人の法」のような考え方（※）についてどのように考えるか
※ 善意に基づく行為の結果生じた不都合について免罰するという考え方

【論点4】医療等分野の罰則のあり方と医療等サービス提供側が情報の利活用に萎縮しないための仕組みについてどのように考えるか

法の位置づけ、適用範囲と履行確保

- ・資格法等でなく、情報を取り扱う者全てを対象とする方策を考える
- ・個人識別性のみならず、情報の機微性を評価する手法について考える
- ・個人情報保護法制、番号法案との関係をどのように整理するか考える

【論点5】個別法の位置づけ、適用範囲と履行確保についてどのように考えるか